

第五十五号議案

東京都児童相談所条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和五年二月十五日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都児童相談所条例の一部を改正する条例

東京都児童相談所条例（昭和二十八年東京都条例第百十九号）の一部を次のように改正する。
別表東京都足立児童相談所の項中「東京都足立区江北三丁目八番十二号」を「東京都足立区西新井本町三丁目八番四号」に改める。

附 則

この条例は、令和五年四月二十四日から施行する。

（提案理由）

東京都足立児童相談所の移転に伴い、位置を改める必要がある。